

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	施設の維持運営に関する協定の許可の取り消し		
根拠法令・条項	農業振興地域の整備に関する法律施行令第16条4項		
所 管 課	農 政 部 農水産 課		
処 分 基 準	・設定 ・設定できない ・基準を公開できない 市長村長は、次に掲げる場合には、法第18条の12第1項の認定を取り消すことができる。 一 協定の内容が法第18条の12第3項各号に掲げる要件に該当しないもの又は同条第4項において準用する法第18条の3の規定に違反するものと認められるに至った場合。 二 協定の目的となる施設の維持運営が該当協定の定めるところに従い行われていないと認められるに至った場合。		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明	
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。	
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		